

●香川県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成19年8月25日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成19年8月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町陶字向原上	綾歌郡綾川町陶字向原北4700の1、4704の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町陶字有信下5044の一部、5045の1の一部、5046の一部、5047の一部、5049の一部、5052の1の一部、5052の3の一部、5053の1の一部、5054の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町陶字団子出5567の4の一部、5569の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の一部
綾歌郡綾川町陶字有信下	綾歌郡綾川町陶字向原上4857の一部、4861の2の一部、4865の3の一部、4865の4の一部、4866の一部、4867、4868、4869の2、4870の一部、4871の1の一部、4876の一部、4877の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町陶字団子出5549の4の一部、5553の1の一部、5567の4の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の一部
綾歌郡綾川町陶字団子出	綾歌郡綾川町陶字向原北4686の1、4686の5、4689の5に隣接する道路である町有地の一部及び4689の4の地先の道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町陶字有信下5053の1の一部、5054の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに5056の1の地先の道路等である町有地の一部
	綾歌郡綾川町陶字下向原5588の一部、5589の1の一部、5591の2の一部、5591の9の一部、5593の2の一部、5656の1、5657の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに5658、5660、5661に隣接する道路である町有地の全部
綾歌郡綾川町陶字下向原	綾歌郡綾川町陶字団子出5577の一部、5587の1の一部